

高等学校における校則の見直しと三者協議会

—— 和歌山県立粉河高校の取り組みを中心に ——

Review of school rules in high school and tripartite council :

Focusing on the efforts of Wakayama Prefectural Kokawa High School

船 越 勝 南 洋 平

FUNAGOSHI Masaru

MINAMI Yohei

(和歌山大学教育学部教育学教室)

(和歌山県立粉河高校)

2020年10月19日受理

Abstract

“Black school rules” have become a major social issue. At the same time, a girl student at Osaka Prefectural High School filed a claim for damages with the Osaka District Court and filed a lawsuit, and the situation has come to mention the need for the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology, students and parents to participate in the review of school rules. In some high schools, the tripartite council is working independently as a decision-making mechanism for children, parents, and faculty members. In this paper, we focus on the revision of school rules through the tripartite council at Kokawa High School in Wakayama Prefecture, and try to examine the possibility.

I 問題の所在

一 高等学校における校則の見直しをめぐって

「ブラック校則」が大きな社会問題になっている¹⁾。それは、具体的には、生まれつき茶色い地毛を黒染めするように強要されるとか、下着の色を白に指定されるとか、おおよそ人権の視点から言っても、考えられないようなことが、学校のなかで日常的にまかり通っていることに対して、2017年9月、大阪府立高校の女子生徒が先に指摘した黒染め強要に対して、精神的苦痛を受けたとして、大阪地裁に損害賠償を請求し、提訴したことがきっかけである。そして、評論家の荻上チキ氏らによる「ブラック校則をなくそう！プロジェクト」が立ち上げられ、2019年8月23日には、「不適切・不合理な校則(ブラック校則)をなくすよう求める署名」を6万334人分集めて、実態調査の実施や校則の改善を求める要望書とともに、文部科学省に提出した。

こうした市民レベルの動きに対して、柴山昌彦文部科学大臣は、「(校則の)内容については、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、絶えず積極的に見直す必要があると考えている。校則の見直しは最終的には校長の権限で適切に判断されるべき事柄だが、見直しの際には児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者からの意見を聴取したりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定することが望ましい」と述べたという²⁾。

この柴山文部科学大臣の発言は、重要である。とい

うのは、校則の見直しを行うにあたっては、学校の教職員の意志だけでなく、生徒や保護者の参加を要請し、生徒や保護者の意思を尊重しながら行うことが求められていることを指摘しているからである。近年の市民社会やそこでの民主主義のあり方をめぐっては、当事者主権³⁾や参加民主主義⁴⁾の重要性が指摘されているが、教育行政もそうした方向性に言及したことは、これからのそれぞれの学校での校則の見直しの取り組みを進めていく上で、大切な橋頭堡になる可能性が大きい⁵⁾。

ところで、このような学校のあり方を教職員だけでなく、生徒や保護者の参加によって進めていく取り組みに、三者協議会がある。三者協議会は、フランスの管理委員会⁶⁾やドイツの学校評議会⁷⁾などのような法律で設置が義務付けられているものではなく、学校が独自の取り組みとして創り上げてきた生徒、保護者、教職員の三者による意思決定のための仕組みであり、開かれた学校づくりを実質的なものにする民主的な土台となるものである。小中学校での取り組みもあるが、高校での取り組みが圧倒的に多い⁸⁾。

和歌山県においても、こうした三者協議会の取り組みは様々な高校で進められてきたけれども⁹⁾、長野県辰野高校の実践に学びながら独自の取り組みを発展させてきた和歌山県立粉河高校は、和歌山県での三者協議会の実践のフロンティアだと言ってよい。しかし、こうした位置を占める粉河高校も含めて、近年、和歌

山県では、高校生の変容や高校の管理強化・多忙化などもあって、三者協議会の実践の減少や低調化が指摘されるようになった。

そこで、本論文では、生徒の高い要求の対象になっているスマホの使い方をめぐって、三者協議会で行われた校則の見直しの取り組みを取り上げ、校則の見直しの進め方やそれに三者協議会が関わるることによってどのような可能性が開かれるのか、さらに、三者協議会の今日持っている教育的価値について検討を試みる。(船越)

Ⅱ 和歌山県立粉河高校における三者協議会の実践 — 体育祭でのスマホ使用のルール化の取り組み を中心に —

1：特別活動の意義と三者協議会

高等学校学習指導要領「特別活動」では、生徒が生徒会活動等を通じて主体的に集団に参画し、自分達の生活する学校環境について批判的に思考し、よりよく変えていく活動についての意義が説かれている。また、国連「子どもの権利条約」においても、学校教育活動を通じた子どもの意見を表明する権利の保証は明確に示されており、遵守すべき項目として扱われている。

しかし、学校現場においては、年々拍車がかかる多忙化に加えて、ゼロ・トレランスに代表されるような一方的なルールを押し付ける生徒指導が進行している。さらには、メディアを騒がせたブラック校則という言葉に代表されるような、一見理不尽とも言える校則が生徒の声を聴く機会の与えられないまま横行している事例が、社会的にも問題視されている。

このような問題意識に基づいて、本論では、生徒が主体的に環境に参画する過程を教育活動を通じて保証する方法として、三者協議会の可能性に着目する。三者協議会は、生徒と保護者、教職員の三者が、よりよい学校づくりという目的のもとで対等に意見を交える機関である。

実践報告は、勤務校である県立粉河高校の三者協議会を通じて「体育祭でのスマホ使用のルール化」について生徒会が話し合い、自分たちでルールを変えアクションを起こした取り組みを取り上げる。その上で、活動を通じた教育的な意義を考察する。

2：粉河高校三者協議会の現状と課題

(1)粉河高校三者協議会

県立粉河高校の三者協議会は、約20年の長い歴史をもつ。発足は教職員による労働組合が組織したことがきっかけである。その後、校務分掌の活動として再編され、現在は特別活動部の管轄にある。

三者協議会の前提は、生徒の発言も、教員や保護者と同等に尊重するという民主主義の精神である。生徒、保護者、教員の、参加者全てが意見の表明権をもつが、

教育活動という性質上、現実的には生徒からの意見を中心的に扱うことが多い。三者協議会は、議決権は持たないが話し合いの内容は尊重され¹⁰⁾、代表から三者それぞれに対して報告される義務をもつ。

粉河高校における、これまでの三者協議会における生徒会からの要望の実現内容としては、女子の制服外カーディガン着用の校則化、部室前の街頭の設置、メール配信サービスの実施、球技大会の実現などがある。

(2)粉河高校三者協議会の現状と課題

私は、粉河高校において生徒会担当として12年、そのうちの5年を生徒会顧問として関わってきた。過去の活動を通じて感じられる三者協議会の課題は、活動が「議題のための議題になる」傾向が強い点であった。「議題のための議題」とは、例えば、中央委員を含めた生徒代表により提案される議題のテーマが切実感のない表面的な内容に止まり、その結果、三者協議会での話し合いに参加した生徒の意欲に繋がらない状態を指す。生徒の議題に関する関心はどうしても低くなりがちであり、話し合いは沈黙が流れる傾向が見受けられた。このような、議題の深まらない消極的な三者協議会の在り方に対しては、「生徒は学校に満足しており切実な要望がない。三者協議会はもはや不要である」といった、三者協議会不要論が囁かれている状況でもあった。このような現状を踏まえ、三者協議会を、生徒の市民性育成などの教育活動に繋げる目的意識を持った内容として、可能性を追求したいと考えるに至った。

(3)過去の参考事例

10年ほど前の生徒会の取り組み事例から、伝説のように語り継がれている内容がある。それは、服装についての校則(規則)を、生徒が三者協議会を通じて変革させた出来事である。具体的には、女子の制服ではない黒、紺色のカーディガンを生徒が校内で着用する権利を、三者協議会を通じて生徒会が獲得した。この事例では、生徒は、要望を認めてもらう過程において、朝の校門前に立ち、全校生徒に対して、日頃における服装のルールを順守することについて経年に及ぶ呼びかけを行った。目の前の問題に対して批判的な意識をもち、解決のための方法を考え、大人を納得させるような取り組みを継続させた点において、特別活動として教育的に意義のある取り組みといえる。この活動においては、学校生活にとっての切実な思いが中心にあったことが、生徒が主体的に考え行動を継続させ、教師や保護者の理解を生み出すことに繋がったと考えられる。

時代の流れと共に、和歌山県の高等学校における三者協議会の活動は減少傾向にあり、現代では本校を含めて数校を残すのみである。三者協議会の実践校が多数存在した10年ほど前には、先に挙げた事例は、様々

な学校で見受けられた事例であることが考えられる。

しかし、10年前ではなく今の時代にこそ、三者協議会の活動の意義は見直されるべきではないだろうか。現代にこそ、市民性の意識をもち環境を批判的に検討し、環境をよりよく変える力を育む機会を、学校教育に位置づける必要性を感じている。

本論では、このような問題意識を前提として、三者協議会の活動を中心とした、生徒の市民性の育成に焦点をあてる。そのために、生徒の切実な声を排除せず、その声に正面から向き合うことによって、生徒にとっての活動の真正性を大切にしていこう。そして、活動が生徒にもたらす変容や、特別活動の視点に立った教育的な意味についての考察を行う。

3：「スマホの使用ルール」をテーマとした取り組み

本論では、「議題のための議題」といった状況に見られるそれまでの三者協議会の課題点を克服するため、生徒から要求された、切実感に基づく議題を排除することなく重要な内容として扱う。そうすることによって、広く市民性の育成を教育の機会の中に位置づけることを狙いとす。

折しも、生徒会長と副会長から、次年度の体育祭において記念撮影のためにスマホを使用したいという意見が出た。本校では、体育祭でのスマホの使用は容認されていない。しかし容認されていないはずのスマホを、少数の生徒はグラウンドに密かに持ち込み、体育祭の終了後にはグラウンドで撮影が始まるといった事象が確認されていた。このような状況は、問題がある状態として認識されている。

スマホの校内での使用の扱いについては、和歌山県教育委員会の指導に基づいている。しかし、生徒側からすれば、一方的な禁止という条件が示されるだけでは、理解が難しい部分がある。それは、禁止とされなくても、自分達は節度を守って取り組めるといふ思いの表れであるとも考えられる。このような問題意識を含め、三者協議会の議題として扱うことにより、生徒と教員でお互いが納得できるルールを決めることで、よりよい仕組みづくりに繋がる可能性が考えられる。

以上の考察を踏まえて生徒会で話し合いを行った結果、この内容を次回の三者協議会の議題とすることに決定した。

(1)第1月三者協議会

2019年1月の三者協議会(KOKO Triangel Meeting、略称KTM)において、生徒会は、体育祭後におけるスマホの使用について、例年とは異なる、「ルールを決めた取り組み」とすることで、解決の方向性を探る提案を行うことを決定した。提案の内容について理解を得るため、三者協議会の開催までに、このテーマに関連して、生徒会を中心にどのような取り組みを行うこと

が出来るのかを話し合った。生徒会から出された意見は、「体育祭でのスマホ使用のルールを提案するのだから、自分たちで、今あるスマホ使用に関するルールを、日頃守れていることを証明する」というものだった。しかし、生徒会は、これまでに、提案や要望を実現するために自ら考え、主体的に活動した経験がない。そのため、新たにアクションを起こす段階では様々な問題が起きた。それぞれの生徒が明確なリーダーシップをとれず、さらに、放課後のクラブや塾などにより、全員が集まる時間を確保することが出来ないままに時間が過ぎた。ようやく、三者協議会の一週間前に、各学年に対するスマホの授業中における指導件数を、生徒指導部に聞き取りに行くことができた。そして、結果を件数一覧として、校内中庭に掲示板を立てて全校生徒に告知した。1月の三者協議会では、このことを生徒会の提案の根拠として扱うことにした。

三者協議会では、教員側から、提案の内容に対して、準備不足である点を指摘された。すなわち、証拠として挙げる調査資料の示す期間が1週間分しかないことについて、根拠不足を指摘する意見である。ただし、近年の生徒会の活動では、自分たちのルールを守り合う取り組みを行うこと自体がみられることのなかった活動であったため、このような取り組み自体に対しては一定の評価を頂くことができた。保護者は、生徒の考えを尊重する意見が目立ったが、生徒会側の準備が不十分という点では教師側の意見とも合意するところとなった。

(2)7月のKTMに向けて

1月のKTMでの結果を通じて、生徒会は、提案に対して「準備不足であった」という結論に達した。

この経験が、生徒会の生徒における意識を変容させ、主体性が発揮されていく大きな転機となった。それまでにみられた、受け身で、指示された枠組みから教師の顔色を窺いながら活動を行う生徒会とは大きく異なり、活動の随所に積極性が見られるようになった。まずは、先の三者協議会の結果報告を生徒会新聞で全校生徒に対して示し、提案の実現のためには、生徒一人一人にとって日常におけるスマホの使用ルールを守る努力が必要であることを訴えた。また、スマホの指導状況については、生徒会が週単位で学年別に調査し、大型の木製看板を活用し、学年単位での結果を中庭に掲示して生徒への啓発活動を継続した。さらに、スマホ使用ルールを啓発するポスターを作成して校内に掲示を行った。

ただし、生徒会には、運動部員やそのマネージャーもおり、放課後の活動であっても全員が集まることは容易ではない。従って、新年度の忙しさが落ち着いた5月頃から、7月に行われるKTMの提案に向けた、さらなる具体的な準備についての話し合いを行った。こ

の段階で新たに考えた内容は、「朝の校門での挨拶運動を通じた、日常におけるスマホの使用ルールをテーマとした啓発運動」である。これらの内容を、5月下旬から7月までの期間に重点的に行った。全員が一同に集まらない時には、お互いで個別に連絡を取り合うことにした。生徒会役員と執行部による総勢10名での活動は、人間関係もあり小さな軋轢は発生した。そのような中で、辛くても笑顔で全体を纏め、強力なリーダーシップをとることのできた生徒会長と副会長の存在はとても大きかった。

朝のあいさつ運動は、過去に行われた「カーディガンの着用許可に関する運動」からヒントを得たものであった。活動期間は、5月後半から6月後半までの1ヶ月である。普段よりも30分程度早く、朝8時に登校し、校門の下で看板を持ち、生徒会役員と執行部員による総勢10名で、全校登校生徒に対しての挨拶運動を行った。看板には、スマホの使用ルールを守る啓発の文言が書かれている。挨拶運動は、普段よりも早い時間帯の電車で登校する必要があるため、生徒にとって大変であるが、さらに校門に立ち、生徒に対して学校のルールを守るように働きかけるのは相当な勇気が必要となる。そのため、生徒会顧問として生徒会の活動を支援するため、私は、毎朝必ず生徒会の生徒と一緒に校門に立つことを心掛けた。

この活動における、生徒会の努力には素晴らしいものがあつた。全校の生徒に対して、改めて、全校で取り組もうとしている活動について、意味や大切さが共有されるきっかけとなった。今までに、全くこのような行動を起こしたことがない生徒会が大きな行動を起こすことができたのは、活動の内容が、自分たちにとって切実さを伴っていたからである。さらに、自分達の努力によって実現できるという、自分達の活動に対する可能性を信じていたからである。別人のように前向きな行動力を得た生徒たちと、今回の活動を成果の1つとして、「体育祭でのスマホ使用のルール化」について、再度提案する意識で取り組みを行った。

(3) 7月三者協議会

7月に開催されたKTMにおいて、「体育祭後におけるスマホ使用のルール化」について要望を再度提案した。今回は、これまでに全校生徒で取り組んだ、日頃のスマホ使用ルールを守り合うための活動についての成果を示し、日常のスマホ使用における調査の結果を纏めた内容を報告した。

保護者の意見は、以前の三者協議会と同様に、生徒の意見に対して好意的な内容が基本であった。そして、生徒の提案に対して問題点を指摘するなどの反対の意見は聞かれなかった。

7月の三者協議会においては、生徒代表側における意識面の大きな変化が見受けられた。それは、生徒側

が、体育祭におけるスマホ使用の運用ルール面について、話し合いを通じて批判的に内容を検討し、よりよいと思われる方向性に向けて再検討を行った点である。

このような、一連の活動を通じて育まれた生徒の主体性は、普段の授業やクラブ活動の文脈からは見られない性質の内容であったと振り返る。授業やクラブ活動とは異なる文脈から、学校の自治といった精神を内に育ててきた生徒達は、教師や保護者などの大人が納得できる内容を模索しながらも、行動を通じて、よりよい体育祭におけるスマホの活用との関係性を省察し批判的に検討するという、非常に活動的な意識へと変革させた。

すなわち、生徒会を始めとする生徒代表は、保護者側からの、「生徒側の決めた運用のルールをさらに拡張する提案」に対して、自分たちでその目的や内容を批判的に検討した結果、その提案に同意しなかった。これは、スマホの活用による、SNSアップなどがきっかけとなるトラブルを避ける話し合いを通じて、生徒が選びとった選択肢であった。生徒代表の一人が、「SNSに拡散されることがきっかけで誰かが傷つく可能性があるのなら、提案を拡張するのはよくない。」と発言したことが賛同を呼んだ。この意見に代表されるように、生徒は活動の当事者として議題を批判的に検討し、一部の生徒のためではなく学校全体にとってより良いと思われる回答を判断することができた。その上で、「スマホの使用を希望する者は競技中は全員本部に預ける。使用は体育祭終了後に限るかたちでよい。」とした。

改めて、活動の当事者として責任をもって環境に主体的に関わり、変革しようとする生徒の意思を感じた瞬間であった。生徒は見違えるよう行動的になり、学校生活をよりよく創造する当事者として日々を力強く過ごせていた。それまでとは大きく異なる、環境を自分たちで変えようとする強いエネルギーに溢れていた。

(4) 職員会議

議題の最終的な議決は職員会議である。その場に参加した教師の意見の総体からは、おおむね、体育祭におけるスマホの使用ルール化に向けた提案について、これまでに取り組んできた生徒会の努力は評価されていた。

今回の提案の内容は、学習指導要領にも照らした、特別活動における教育活動の一環である。すなわち、生徒は教師に頼るのではなく、自治の精神に基づいて、自分たちの努力で目的を達成しようとしていること。これまでに、教師が禁止しても徹底することができなかった、体育祭におけるスマホの使用を、自分たちで活動の意味や目的を考えるなかでルールを検討し、学校側に提案を行った点において価値がある。

生徒が考えた、体育祭における具体的なルールは以

下のとおりである。すなわち、体育祭後の30分という条件で、スマホによる記念撮影を許可する。個人によるグラウンドへのスマホの持ち込みは行わない。希望者は事前に、所定の場所に預けておく。画像のSNSへのアップは行わない。もしも違反したら、次年度は行わない。

しかし、職員会議において、話し合いはスムーズには進まなかった。多くの先生方との間に、生徒会を中心としたこのような取り組みが「教育活動である」という共有の意識を育むためには、もう少し時間が必要であったと振り返る。

特に、生徒達が、「ルールを守り合えるのか」といった部分において、教職員からは守り合えない状況を心配する意見が目立った。これまでの、生徒会を中心とした全校生徒による、日々のスマホの使用のルールを守りあう取り組みは、自治的な活動を示すものとして評価されていた。一方で、生徒たちが、体育祭において自ら規則を考案し、その内容をお互いで守り合おうとする姿勢については、慎重な意見も聞かれる結果となった。

振り返っても、この点については、多くの先生方からの合意が得られるような、丁寧に時間をかけた取り組みとして行えたならば理想であった。

今回においては、管理職の意見も鑑み、生徒の活動に対する意欲や成長の可能性を尊重した形で、体育祭のスマホ使用のルール化について、試行という形で運用を行うこととなった。

(5)生徒会の変化

職員会議を経て、生徒達の考案した、「体育祭におけるスマホ使用のルール化」は実現の方向に動き出すことになり、準備を行う生徒会の意欲はさらに向上した。

生徒会の生徒は、普段から、進路決定や部活、放課後の体育祭準備がある中で、限られた時間の合間を縫って、かつてないほど積極的に活動し、短時間で驚くほどの準備を進めることが出来た。振り返っても、この時期における生徒のエネルギーは凄まじく、大人では絶対に真似することのできない行動力であったと感じる。

生徒会は、改めて具体的な体育祭のスマホ使用のルール化に向けた、運営の方法を考案した。生徒会は、「先生らがそれくらいやってくれたらいいやん」といった、教師に対する依存の状況から自立し、「自分たちだけで実現可能な方法」を積極的に考える思考に徐々にシフトしていったのを感じた。

一方で、運営の準備では、生徒には掌握できない問題が様々な存在する。従って、準備のプロセスにおいては、生徒会とは、必要に応じて関わりを行うスタンスをとった。このような、運営の準備を考える活動を通じて、普段の学校教育の関係性では形成されること

のない、生徒と教師との間に独特の親密な距離感や関係性が形成される。体育祭に向けた準備運営を通じて自治のプロセスを学ぶ中で、生徒同士は勿論、生徒と私との間にも、普段形成される距離感を越えた、お互いを信頼し合える強い絆のような関係が構築されたのを感じる。

このような信頼関係に基づいて、お互いの存在を認識しあえるきっかけになったことも大きな意義であったと振り返る。

(6)スマホの回収方法の指導

体育祭当日までに、全校生徒にスマホの回収方法を周知できる機会は限られていた。唯一、そのような時間が取れると判断したのは、同時期に体育館で行われる生徒会役員選挙である。役員選挙後の10分程度を使用し、全校生徒の前で舞台上に上がり、スマホの体育祭終了後の撮影時における受け渡しの方法の説明と、体育祭当日朝の、スマホの回収方法の説明を行った。IPADで画像をスクリーンに投影して、内容とルールの周知について、生徒会役員による実演を交えて説明を行った。生徒会の生徒達は、このような場を利用し、短い時間で端的に説明する方法を考えながら協力して頑張ることができた。

(7)体育祭前日

ブロックミーティング14：10～15：15

スマホ使用のルール化についての周知は、生徒会の生徒だけでは、全校生徒に対して影響力が弱いことが考えられた。このことから、各ブロックのブロック長にも、体育祭当日のスマホの使用に関するルールの周知をお願いした。ブロック長の人柄にも本当に助けられ、それぞれのブロック長が、生徒会の思いを汲み、改めて共感の姿勢を示してくれた。そして、各ブロックにおいて熱意と共に再度となるルールの周知を促してくれた。

(8)グラウンド準備後17：00～18：30

生徒会役員、執行部で、クラスごとにスマホを収納するコンテナや緩衝材を用意し、回収用のビニル袋には全員のクラス番号を明記した。準備には、膨大な作業量を伴ったが、生徒会の生徒は、時間の限られた中で強い協調性を発揮して、皆、笑顔で作業を行うことができていた。

(9)体育祭当日

生徒会は、体育祭の当日においては、会場設営などの準備も行う。そのために状況を鑑み、朝のスマホの回収については担任団に手伝ってもらうことにした。

全校生徒がグラウンドで整列し、準備体操が開始された。この段階で感動的であったのは、生徒が、誰一

人として、例年にみられるような、顔や頭髪への装飾など、普段の体育祭において生徒指導面で問題視されるような事象に及んでいなかったことである。本年度は例年とは異なり、教員側からの事前の服装などの注意指導は一切行われていない。このことは、生徒会に加え、ブロック長を中心に、生徒同士で一丸となって、自主的に注意を喚起し合えた結果である。生徒同士で注意を喚起しあうことによって、例年では問題視されるような事象について、生徒全員がルールを守り合えたという感動的な光景がここでは確認された。

体育祭当日に、撮影目的によりスマホを預けた生徒は過半数を大きく超えた。スマホによる撮影許可のルールは強制ではない。また、誰かのスマホで撮影した内容は、必要であれば共有することが可能である。従って全員が預ける必要はない。このような状況から、自分達で決めたルールがお互いで十分に周知され守り合えている様子が確認された。

全ての競技が終わり、ついにスマホを使用した記念撮影の時間となった。

その場で展開されている光景は、一見、例年と変わらない。ただし、例年と異なる要素は、この内容が学校のルールを逸脱するものではなく、生徒達が決めたルールに基づいて行われている点である。

午後からのいつ雨が降ってもおかしくない状況の中、撮影開始から約30分後に、雨が本降りになりになり、生徒が考案した予定時間は終了した。

4：活動の検証とまとめ

体育祭当日における、スマホ撮影のルール化についての取り組みは成功に終わった。生徒会の生徒を対象に実施した、活動事後におけるアンケートから確認できた主な感想は、一言で表せば「達成感と自信」であった。それは、学校という環境に対して、自分達で取り組む生徒会行事の仕組みについて、よりよく検討し、その内容を自分達で守ることによって固有に得られたものであり、全校生徒にとってかけがえのない経験となったことが推測される。

さらに、体育祭後において感じられる生徒の変化について、印象的な内容としては、学校への帰属意識が高まったことが挙げられる。これ以降、全校生徒の笑顔が増えた。挨拶が増えた。3年は学校に誇りを持ち楽しんで通っていた。3月の学校行事である球技大会にも、卒業してからでも参加したいと多数の生徒が要望に訪れた。

また、三者協議会を経て、保護者との関係性にも変化が感じられるようになった。気さくに、笑顔を見せて挨拶を交わせる関係になった。三者協議会では、より教育的な視点に立った意見も伺えることが増えたと感じる。

今回の取り組みが、一過性の経験として風化させな

いたためにも振り返りや検証が必要である。三者協議会は、学校を創造する主体としての、異なる立場の三者が、学校をよりよくしたいという共通の思いを基軸として意見を交流させる場である。そこでは、普段の関係性からは知ることのできないそれぞれの真正の考えが表明される。このことから、普段は存在を強く感じる機会の少ない、立場の異なる他者に対する確かな存在感を確認する場ともなり、それは学校を安心と信頼の関係でつなぐきっかけとなる。

最後に、今回の活動では、学校という帰属環境に対する真正のテーマに基づいて、考える機会や権限を与えることは、生徒が受け身な立場から抜け出し、生徒の成長に繋げることができると確認することができた。

そして、このような生徒の姿は、教師自身が教育者として、学校教育のありかたを批判的に検証していくための、大きなヒントを示唆しているのではないだろうか。(南)

III 校則の見直しの実践と三者協議会の可能性

一 成果と課題

以上、粉河高校における体育祭でのスマホ使用のルール化の取り組みを中心に、三者協議会の実践を見てきた。ここには、教訓とされるべき成果とともに、さらに理論的にも実践的にも検討される必要がある課題も明らかになった。

1：三者協議会の成立の前提条件と「世代の自治」

では、そもそも本論文の検討対象の一つである三者協議会が意味ある空間として成立するには、どのような前提条件が必要なのであろうか。三者協議会は、生徒と保護者と教師の三者による合意形成機関であり、「言説の空間」としての公共圏である。だとするのであれば、三者協議会の成立条件として、第一に、生徒と保護者と教師がそれぞれ言説の主体として成立していることが求められる¹⁾。言説の主体として成立しているというのは、一つは自らが所属している母集団の構成員の願いや要求を集約し、それを代表しているということである。たとえば、生徒の場合で言えば、生徒総会の議論と決定をもとに、その願いや要求を実現するために生徒集団の代表として、協議の場に参加するということである。しかし、生徒総会やその基礎集団としてのHRでの討議が十分でない、三者協議会に参加する生徒は、生徒集団の願いや要求を十分代表することができず、個人的な意見や見解だけを述べることになってしまうのである。これでは、三者による協議の場が無意味化してしまう。いま一つは、自らが代表している母集団の願いや要求を協議の相手に適切に伝えることができる言説の力であり、コミュニケーション・スキルである。もう少し拡張していえば、「21

世紀型能力」と重なる資質・能力をいうこともできるかもしれない。

第二に、協議の場を構成する「異質な他者」としての相手、具体的には、生徒にとっては保護者と教師、保護者にとっては生徒と教師、教師にとっては生徒と保護者を敬意を尊重する態度とパートナーシップの精神を持っているということである。これは、心構えとして言うことは簡単であるが、実践的にはそう簡単なことではない。たとえば、教師にとっては、学校は市民社会とは異なり、生徒は教師の「指導」に服従することが求められる特別権力関係論が支配する場という伝統がまだまだ残存しており、それが教師の意識を規定している。だから、とりわけ生徒に対しては、水平的な関係というより、垂直的な上下関係で見ていく思考様式が存在している可能性がある。

また、生徒の側もこうした特別権力関係論を背景とした上下関係や、偏差値競争、忠誠競争、アイデンティティ競争という三重の競争を介して編み直され、組み込まれていく上下関係に訓化され、飼いや慣らされている現状がある。その結果、本来であれば、対等な立場で協議をするという関係が、要求事項を通してほしいが故の生徒の教師へのすり寄りを生んでしまうということもある。保護者もまた、とりわけ進学を意識している保護者であればあるほど、わが子を学校にいわば人質に取られている意識が生まれる場合があり、そうなると学校への批判的な言説は表明しにくくなってしまふ。つまり、「物わりのいい協力者」としての保護者になってしまうのである。だから、三者協議会を意味ある空間にしていくためには、教師の側は自らの権力性を自覚化し、それを洗い出し、抜き捨てていく意識改革が求められるし、生徒や保護者は教師の側のまなざしを取り込んで、「従順で物わりのいい協力者」に墮することなく、自らの願いや要求を基盤にした政治性、すなわち、権力関係を編み直し、組み替えていくちからを奪還していくことが要請されているのである。

第三は、「異質な他者」との協議である以上、ネゴシエーションを通して自らの願いや要求を実現することに最大限の力を注ぐが、完全に実現することはそう簡単ではないのであり、だからこそ相手の他者性を尊重するからこそその妥協することの知恵を相互に磨き合うことが大切である。言い換えると、相手の他者性への敬意に裏打ちされた折り合いをつけるスキルということもできる。これは、「大同小異」と言われるように、小異を捨てて大同につくことではない。小異には、それぞれの母集団の独自のニーズが反映していることが少なくなく、それを捨てる必要はない。小異を保ちつつ、またそれを相互に尊重し合いつつ、大同につくことが大切である。こうした積極的妥協や折り合いを意味あるものにしていくためには、最も力を持っている

者が、この場合は、教師ということになるが、相手を尊重する姿勢を示すことが成功のポイントである。そのためにも、ここでもまた教師が自らの権力性という鎧を抜き捨てていくことができるかが重要になってくる。

以上のような三者協議会の成立の3つの前提条件であるが、これは決して低いハードルではない。むしろ近年の生徒の変容を考えると、少なからぬ困難が予想される。しかし、生徒の発達をめぐる現状が不十分だからと言って、生徒の三者協議会への参加を先送りする段階論的な発想に立つと、三者協議会の成立は未来永劫考えることができない。つまり、大人とは言えない、生徒の未熟さは認めつつ、しかし、だからこそ逆に大人扱いして、大人として自立させていくという「世代の自治」の発想が重要になってくる。3つの前提条件を実現していくには、こうした発想からの私たちの取り組みが求められているのだ。

2：三者協議会の実践の低調化の背景にあるもの

まず第一に検討される必要があるのは、和歌山県の状況や粉河高校の実践のなかでも指摘されている、三者協議会の実践の低調化という状況である。確かに和歌山県でも以前は少なくない高校で取り組まれていたが、現在では一部の高校にとどまっているし、それは決して和歌山県だけの状況ではなく、全国的な状況と言ってもいいだろう。では、それはいったいなぜなのだろうか。その背景には、どのような問題が隠されているのであろうか。

第一は、生徒が一方では校則の現状に満足しているという状況があるということである。たとえば、大津尚志氏によると¹²⁾、1988年の当時の文部省の「校則の見直し」が始まる前と今回の調査が行われた2019年を比較すると、校則を「納得できるものであった」とする割合は、41.7%から62.2%に上昇しているということである。満足しているから、校則を見直そうとか、三者協議会に参加しようとかいう取り組みが発展しないのである。

では、本当に生徒は満足しているのであろうか。一つは、ゼロ・トレランスや学校スタンダードの取り組みを通して、生徒が校則をそのようなものと受け入れるマインドコントロールの状況が広がったからではないか。いま一つは、生徒が校則は変えることができるという知識とスキルを持っていないので、不満を持っていても、受け入れざるを得ないのではないかとということである。つまり、自治体験の機会と能力の未形成である。文科省も校則の見直しを行うときに、生徒の意見を聴取する必要を述べているが、大津の調査では¹³⁾、生徒の意見聴取の機会はこの30年間でほとんど増えていないのである。聞かれなければ、現在の生徒が校則を変えようと思わないのは当然ということがで

きよう。

第二は、粉河高校の三者協議会の実践のなかでも意識的に取り組まれているが、生徒が校則の見直しを進めることができると本気で思っていないので、どうしても三者協議会の議題が総論的、抽象的なものになってしまい、取り組む意欲を引き出していくのに成功していないからである。生徒たちが自らの高校生活を権利の視点から振り返り、とらえ直していくなかで、自らの切実な要求を発見し、気付いていくのである。切実性こそがキーワードである。今回のスマホの利用の仕方は、現在の生徒にとってもスマホの意味の大きさを考えると、切実なテーマになりうるということがわかる。

同時に、切実なテーマとさえ出会えたら、生徒は本気になるのではなく、それを実現するには保護者や教員という「他者」を説得し、納得を調達しないとけないというネゴシエーションの「壁」を自覚する必要があり、だからこそそれを超える見通しが生まれてきたときに、生徒は本気になるのである。

第三は、教員と学校の多忙化である。だから、三者の間の調整に多くの時間とエネルギーを割くことが必要な三者協議会の実践にまで関わるができなくなっているのである。

3：校則の見直しの実践をめぐる構図

このように三者協議会やそれを通じた校則の見直しの取り組みが低調化している背景をとらえるとすると、現在の学校では、校則の見直しをめぐる実践の構図は、以下のようなマトリックスで描くことができるのではないか。

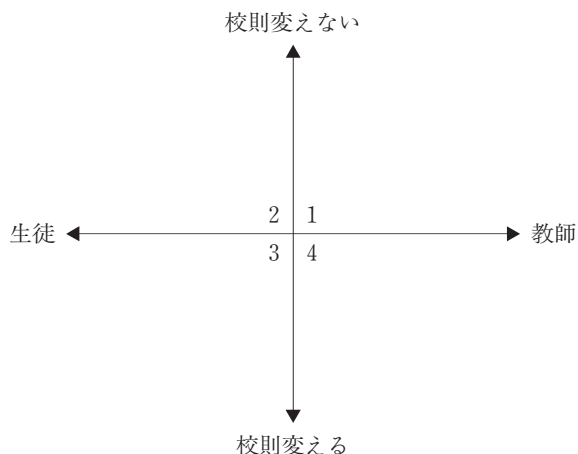


図 学校における校則見直しの実践をめぐる構図

縦軸は、校則の見直しに対する態度で、「変える」と「変えない」である。横軸は、実践の主体である教師と生徒である。それに基づけば、第一象限は、教員で校則の見直しはしない。第二象限は、生徒で校則の見直しはしない。第三象限は、生徒で校則の見直しはする。第四象限は、教師で校則の見直しをする、という

4つの立場に整理できます。

もう少し詳しく各象限を説明すると、第一象限の教員の校則の見直しはしないのは、2つのタイプが想定されていて、一つは校則の現状は適正だと考えている教師。いま一つは、校則の現状は必ずしも良いとは考えていないが、生徒の取り組みの現状を見ると、校則を変えるのは時期尚早と考えている教師。校則の見直しの実践を進めていく立場からすると、後者の教師にまずは着目し、校則見直しに取り組もうとしている生徒の本気度とか、地道に取り組むを進めていく姿を見せていけば、理解を深めてくれる可能性は高い。第二象限の生徒は、校則の現状にそれなりの納得をしているので、校則の見直しはそれほどする必要はないと考えている層であり、かなりの多数派を形成している。しかし、先に分析したように、それは校則が変えられるということを知らないことが多く、校則の不当性や人権侵害性を訴えるとともに、具体的な校則の見直しの見通しを伝えていけば、協力者になってくれる可能性もある層である。第三象限の生徒は、校則の見直しをしてほしいという切実な要求を持っている生徒であるが、学校の中では多数派ではない。この象限の生徒にも2つのタイプがある。一つは、頭髪であれ、服装であれ、自分が納得できなければ、たとえ現状の校則からすれば違反になっても、個人でそれを追求していく層である。これを差し当たり個人行動派としよう。いま一つのタイプは、校則の見直しを進めていくためには、当面は現状の校則を守りつつ、手続きを踏んで、校則の見直しを進めていこうという層である。これを差し当たり組織活動派としよう。前者の個人行動派は、後者の組織活動派に対して、校則の見直しを進めていく上で、本気でないと批判的になる可能性がある。しかし、前者の個人でかってに校則を破ってでも自分の要求を実現するタイプの個人行動派の生徒に対しては、第二象限の校則を変えなくてもよいという生徒たちから、校則違反をするいい加減な生徒だという批判をしていくことが予想される。だから、校則見直しの実践を進めていくためには、キーパーソンになるのは、第三象限の組織活動派の生徒で、一方では第二象限の生徒に対して、先に述べたように、個人行動派の生徒が行動的に突き出している現在の校則の切実な問題を伝え、見直しの見通しも語っていく。他方、第三象限の個人行動派の生徒に対しては、第二象限の生徒がどのように見ているかと伝えつつ、組織活動派の主張を軸にしなが、生徒集団全体の要求を組織化して、制度としての校則の見直しに組織的に取り組んでいくことの重要性を語っていくのである¹⁴⁾。そして、第四象限の教員が、こうした生徒集団の主体的な取り組みをバックアップしていくのである。

これが現在の学校の教師と生徒の分析を踏まえた、校則見直しに向かう教育実践の構図である。

4：校則見直しと三者協議会の可能性

三者協議会は、先に指摘したように、生徒と保護者と教師という異質な立場の三者によって構成される合意形成機関であり、公共圏である。この公共圏を構成するのは、先に見た4象限のうち、生徒会執行部などが該当するだろう第三象限の組織活動派と、生徒会顧問などが該当するだろう第四象限の教員が中心には存在するが、それ以外の第二象限の生徒や第三象限の個人行動派の生徒、第一象限の教員などが、いわば学校全体の縮図のように存在するだろう。しかし、この三者協議会は、三者の合意形成を目指すという政治的性格をもっているとともに、主権者や次代の市民を育てるという教育機関という性格も色濃く持っている。それは、粉河高校の三者協議会の実践過程にも明らかにしている。しかも、三者協議会には、より生徒に近い立場で発言してくれる保護者や時に厳しさも示してくれる地域住民の代表者の方も参加している。こうした構成が三者協議会に立ち上がってくる公共圏を生徒を育てる方向で作用し、場合によっては、ある種の「教育的演技」すら行われ得る空間になる。

今回、生徒たちをめぐっては、自治体験の不足であるとか、様々な困難な状況はあるが、こうした教育力を持っているからこそ、三者協議会の取り組みは、生徒たちをして未来の主権者や次代の市民社会の担い手へと育てていくことができる開かれる可能性を有しているのである。(船越)

注

- 1) 荻上チキ・内田良編『ブラック校則—理不尽な苦しみの現実—』東洋館出版社、2018年参照。なお、ここでいう「ブラック校則」とは、「一般社会から見れば明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自のルールなどの総称」としている。
- 2) 『教育新聞』2019年9月3日付参照。
- 3) 中西正司・上野千鶴子著『当事者主権』岩波書店、2003年、上野千鶴子著『ケアの社会学—当事者主権の福祉社会へ—』太田出版、2015年参照。
- 4) 折出健二著『変革期の教育と弁証法』創風社、2001年、同著『市民社会の教育—関係性と方法—』創風社、2003年参照。
- 5) 校則の現状と見直しの動向については、管見によれば、以下のような先行研究が近年ある。小池由美子「生徒指導と校則—教育行政の生徒指導政策の変遷に関する考察—」『上田女子短期大学紀要』43号、2020年、51～65頁、大津尚志「高校の『校則』に関する—考察—」『武庫川女子大学教育学研究論集』15号、2020年、36～44頁、曾我雅比呂「学校文化の規定要因とその改善に関する研究—校則の見直しを通して—」『岡山理科大学紀要』第53号B、2017年、119～125頁、見山正史「校則見直しに対する文部省・教育委員会の影響(1)—公共サービスにおける利用者の自由—」『弘前大学人文社会論叢 社会科学編』6号、2001年、57～77頁、「校則見直しに対する文部省・教育委員会の影響(2・完)—公

共サービスにおける利用者の自由—」『弘前大学人文社会論叢 社会科学編』7号、2002年、79～101頁、岡本信弘・白石義郎「高等学校における校則と生徒指導内規の実際—A 専門高校を事例として—」『久留米大学文学部紀要情報社会科学編』第12号、2017年、49～57頁、伊藤康明「校則と生徒懲戒規定の変遷」『鈴鹿短期大学紀要』32巻、2012年、37～44頁などを参照されたい。

- 6) 小野田正利著『教育参加と民主制—フランスにおける教育審議機関に関する研究—』風間書房、1996年参照。
- 7) 柳澤良明著『ドイツ学校経営の研究—合議制学校経営と校長の役割変容—』亜紀書房、1996年参照。
- 8) 高等学校を中心とした三者協議会などの生徒や保護者参加の取り組み、及びそのフロンティアとして三者協議会の実践を切り開いてきた長野県辰野高校の取り組みについては、差し当たり以下の文献を参照されたい。喜多明人他編『子どもの参加の権利』三省堂、1996年、日高教・高校教育研究委員会 森田俊男・小島昌夫・浦野東洋一編『高校生の自主活動と学校参加』旬報社、1998年。宮下与兵衛著『学校を変える生徒たち—三者協議会が根づく長野県辰野高校—』かもがわ出版、2004年参照。他方で、小中学校の三者協議会の実践については、田代高章『子どもの学校参加』の実践的課題—小中学校場面に焦点化して—『岩手大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要』第1号、2002年を参照されたい。中学校の三者協議会で最も有名な高知県の奈半利中学校の実践については、笹田茂樹「高知県奈半利中学校の『三者会』に関する一考察」(『学校教育研究』25巻、2010年)、及び宮下与兵衛・濱田邦夫・草川剛人共著『参加と共同の学校づくり—「開かれた学校づくり」と授業改善の取り組み—』(草土文化、2008年)所収の濱田報告を参照のこと。
- 埼玉県越谷市立栄進中学校の三者協議会の実践については、「子ども・親・教師による三者協議会の試み」(日本教師教育学会編『日本教師教育学会年報』第7号、1998年)参照。小学校における三者協議会の試みについては、高校並みの実践をしているとも称される、「子どもの権利憲章づくり」を基盤にした、植田一夫氏の近江八幡市立嶋小学校の実践が傑出している。多くの実践報告が発表されているが、さしあたりは、植田一夫「子どもたちが学校を動かしているぞ!—子どもの権利条約をその基盤において—」(『教育』55巻9号、2005年)、同「子どもと父母と教職員の参加と自治に開かれた学校—教育基本法に支えられて—」(『人権と部落問題』部落問題研究所出版部、54巻4号、2002年)を参照されたい。
- なお、「開かれた学校づくり」の全国的な動向については、浦野東洋一著『開かれた学校づくり』同時代社、2003年、浦野東洋一・勝野正章・中田康彦編著『開かれた学校づくりと学校評価』学事出版、2007年参照。
- 9) 和歌山県の高等学校における三者協議会の実践的試みは、本稿で取り上げた和歌山県立粉河高校だけでなく、2000年代を中心に大きな広がりを見せ、和歌山東高校、笠田高校、田辺商業高校、南部高校龍神分校、田辺商業高校などで取り組まれた。また、東山邦夫氏を中心に、和歌山東高校や和歌山高校では、さらに広がりを持った四者による学校フォーラムも試みられた実践の歴史がある。
- さらに、2018年度からは、和歌山県立海南高校でも三者協議会が新たに立ち上げられたが、この三者協議会については、筆者はその創設の段階から話し合いを重ねるなど関わ

- りを持って来ている。
- 10) 有名なドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州の学校参加法によると、生徒は、自らに関わる事柄についての情報公開、教員などは生徒の意見を十分に配慮して決定する関与、生徒は教員などと対等の立場で決定に参加する共同決定の3つの権利が認められている。三者協議会は、共同決定の場ではなく、生徒と保護者・地域住民と教員の三者が話し合いを通して合意形成を追求する場であり、それに参加する教員や保護者などの大人は、先に紹介した「学校参加法」の関与のように、生徒の意見を十分に尊重することが求められるのであり、そうした教育文化が三者協議会の取り組みを通して、学校のなかに形成されてくるのである。喜多明人他編『子どもの参加の権利』三省堂、1996年、柳澤良明著『ドイツ学校経営の研究—合議制学校経営と校長の役割変容—』亜紀書房、1996年参照。
- 11) 協議における言説の主体になっていくためには、①言葉への信頼、②他者への信頼、③公共圏への信頼、④法規範への信頼の4つが重要になってくる。佐貫浩「子ども・若者が直面する市民的自立の困難さとそれを乗り越える教育・教養のあり方」日本教育学会第78回大会「シンポジウムⅠ 現代社会における教養と市民的自治」発表資料、及び拙稿「進路学習から『もう一つの社会』のあり方を探る—生徒が一人の労働者・市民に成長していくために—」望月一枝・森俊二・杉田真衣編『市民性を育てる生徒指導・進路指導』大学図書出版、2020年参照。
- 12) 藤本卓「〈世代の自治〉の再発見へ」『高校生活指導』135号、青木書店、1998年参照。
- 12) 大津尚志「高校の『校則』に関する一考察」『武庫川女子大学教育学研究論集』15号、2020年、36～44頁参照。
- 13) 同上。
- 14) 拙稿「子どもの参加と自治」八木英二・梅田修編『いま人権教育を問う』大月書店、1999年参照。この拙稿のなかでは、子どもの参加のとらえ方をめぐって、教育論的アプローチと権利論的アプローチとの2つに引き裂かれた状況を指摘しつつ、「権利としての参加の教育的組織化」という視点を提起している。ここでは、藤本卓氏の「世代の自治」論を導入しながら、筆者の参加と自治の考えについての一定の整理を試みている。